令和８年（フ）第７９９号
大阪府藤井寺市沢田２丁目12番５号
債務者　水野　裕子
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第８０７号
大阪府松原市天美南６丁目３番４号、前住所大阪市平野区瓜破２丁目１番65―705号　ミタカホーム８番
債務者　西村　美月
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第８０９号
大阪府柏原市国分市場２丁目８番23号
債務者　土部　純珠
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第８３８号
堺市西区鳳西町１丁83番地１　グランドゥール鳳201号
債務者　鎌苅　大輔
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第８７５号
堺市南区槇塚台１丁10番11―309号
債務者　久間　法子
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第８９２号
堺市西区浜寺石津町東５丁８番27号　クインズコート２号館205号
債務者　大沢まり子
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第９１０号
堺市西区浜寺石津町西４丁10番13号
債務者　上田　和樹
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第３４号
兵庫県丹波市氷上町成松500番地７　県営住宅成松団地３―304号
債務者　日高　奈美
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
神戸地方裁判所柏原支部

令和８年（フ）第２２８号
福岡県久留米市野中町634番地１
債務者　美ら琉球ちばりよーこと　梶原　竜宣
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第２２９号
福岡県久留米市野中町634番地１
債務者　梶原　誠子
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第２３０号
福岡県久留米市野中町634番地１
債務者　梶原　亨介
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第２４７号
福岡県久留米市荒木町荒木469番地１　近藤アパート201号
債務者　塚元　栄成
1　決定年月日時　令和８年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第２５１号
福岡県久留米市野中町504番地21　プライマリー久留米大西201号、前住所福岡県久留米市野中町784番地４
債務者　井上　　茜
1　決定年月日時　令和８年９月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第５４号
北海道登別市若山町３丁目12番地７　ハイムかわなみ２―Ｂ
債務者　川村　盛一
1　決定年月日時　令和８年９月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

令和８年（フ）第５９号
北海道登別市登別本町２丁目13番地１
債務者　佐藤　綾人
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

令和８年（フ）第２９７号
盛岡市東黒石野一丁目１番６号　カーサ富士美203号
債務者　渡邊　晋宏
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第２９８号
盛岡市東黒石野一丁目１番６号　カーサ富士美203号
債務者　渡邊　潤湖
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
盛岡地方裁判所第２民事部